

静岡労働局賃金室からのお知らせ

静岡県最低賃金が改正されます。時間額 1,034 円。10月1日～

静岡県最低賃金の改正について、静岡地方最低賃金審議会（会長 畑 隆）において審議が行われ、令和6年8月21日に最終的な答申がなされました。これを受け、静岡労働局では令和6年8月30日に官報公示を行い、静岡県最低賃金を

時間額 1,034 円（改定前 984 円）
改定日 令和6年10月1日

とすることを決定しました。

事業場内の最低賃金引上げを支援するための「業務改善助成金」を始めとした各種支援策、「働き方改革推進支援センター」や「よろず支援拠点」での無料相談対応を行っておりますので、ご活用いただき新しい最低賃金へのご対応をお願いいたします。

業務改善助成金 コールセンター ☎ 0120-366-440

申請先：静岡労働局雇用環境・均等室

静岡働き方改革推進支援センター ☎ 0800-200-5451

静岡県よろず支援拠点 ☎ 054-253-5117



もう、チェックした？



静岡県
最低賃金

時間額

1034 円

令和6年10月1日から

※ 産業によって、特定最低賃金が定められている場合があります。

年齢に関係なくパートや学生アルバイトを含め、
すべての労働者に適用されます。
賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、
使用者は、その最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

厚生労働省 静岡労働局